

**福島町津波避難対策計画  
（改訂版）  
構成の変更・内容の改訂**

令和8年4月

福島町



## 目 次

別冊	津波避難対策計画の改訂について	1
1	津波避難計画の構成の変更	1
2	津波避難計画の内容の改訂（新旧対照表）	2



## 別冊 津波避難対策計画の改訂について

### 1 津波避難計画の構成の変更

福島町における現行の津波避難計画は、「福島町地域防災計画 資料編」（令和2年3月9日修正）に掲載されている。

現行の津波避難計画が策定・修正された後、令和6年3月に、北海道が“道内において浸水・津波の被害のおそれがある市町村が、津波避難計画を策定する際の参考としていただく”ことを目的に「津波避難計画策定指針」を策定・公表した。

今回の改訂は、現行の津波避難計画の構成を基本に、北海道の「津波避難計画策定指針」に示された①津波避難計画において定める事項と②地域別津波避難計画に応じて7章構成から9章構成へ変更した。

表 津波避難計画の構成の変更

現行	見直し点	変更
第1章 総則		第1章 総則
第2章 避難計画		第2章 避難計画
1 津波到達予想時間の設定	1 津波避難計画において定める事項	1 基本方針
2 津波避難計画	ア 津波浸水想定区域	2 津波浸水想定区域および津波到達時間の設定
(1) 津波浸水予想地域	イ 避難対象地域	3 避難対象地域の指定
(2) 避難対象地域	ウ 避難困難地域	4 避難困難地域の指定
(3) 避難目標地点	エ 指定緊急避難場所および避難経路等の指定・設定	5 津波避難方針
(4) 避難方法		(1) 避難方法
(5) 避難路		(2) 避難先
		(3) 避難路
		(4) その他の整備方針、平時の利用
第3章 初動体制	オ 初動体制の確立	第3章 初動体制
	カ 避難誘導等に従事する者の安全確保	1 職員非常配備基準
	キ 津波情報の収集・伝達	2 職員の連絡・参集体制
		3 避難誘導等に従事する者の安全の確保
		4 津波情報等の収集・伝達
		第4章 避難指示の発令
		第5章 津波対策の教育・啓発
第4章 津波対策の教育・啓発	ケ 津波防災教育・啓発	第6章 津波避難訓練の実施
第5章 津波避難訓練の実施	コ 津波避難訓練の実施	第7章 積雪・寒冷地対策
第6章 積雪・寒冷地対策	サ 積雪寒冷地特有の課題への対応	第8章 その他の留意点
第7章 その他の留意点	シ その他の留意点	第9章 地区津波避難方針
	2 地域別津波避難計画 ※ワークショップ形式による地域ごとの津波避難計画の策定	
福島町地域防災計画 資料編 (令和2年3月9日修正)	津波避難計画策定指針 (令和6年3月北海道)	

## 2 津波避難計画の内容の改訂（新旧対照表）

津波避難計画の内容の改訂を新旧対照表で整理した。

表 新旧対照表

旧（現行）	新（変更）
<p>第1章 総則</p> <p>1 目的 この計画は、東日本大震災における大規模な津波による被害を教訓に、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2、3日の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。</p> <p>2 計画の修正 この計画は随時検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。</p> <p>3 用語の意味 この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。 <u>※以下、文章（省略）で整理。</u> (1) 津波浸水予想地域 (2) 避難対象地域  (3) 避難目標地点 (4) 避難路 (5) 避難場所</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1 目的 この計画は、東日本大震災における大規模な津波による被害を教訓に、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2、3日の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。</p> <p>2 計画の修正 この計画は随時検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。</p> <p>3 用語の意味 この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。 <u>表 本計画にて使用する用語とその意味（省略）</u> 1) 津波浸水想定区域 2) 避難対象地域 <u>3) 津波一時避難場所</u> <u>4) 指定緊急避難場所</u> <u>5) 指定避難所</u> 6) 避難目標地点 7) 避難路 <u>8) 避難経路</u> <u>9) 避難困難地域</u></p>
<p>第2章 避難計画</p> <p>1 津波到達予想時間の設定  北海道が令和3年7月に公表した北海道太平洋沿岸における津波浸水想定にて、福島町への津波の影響は次のとおり。</p>	<p>第2章 避難計画</p> <p><u>1 基本方針</u> <u>津波避難計画は、地域の状況を十分に考慮し、その特性に応じた以下の考え方に基づいて策定する。</u> <u>(1) 当該計画の策定にあたっては、「北海道津波避難計画策定指針（R6.3策定）」「市町村における津波避難計画策定指針（R8.1改正）」などを参考にする。</u> <u>(2) 福島町の地形を踏まえ、町内の地区を「市街地部」「沿岸部」に分けて検討する。</u> <u>※市街地部：館古、三岳、新栄町、福島（川原町・吉田町・本町・上町）、緑町、丸山団地、月崎（地区）</u> <u>沿岸部：松浦、吉野、館崎、吉岡、豊浜、宮歌、白符、日向、塩釜、浦和、岩部（地区）</u> <u>(3) 福島町では、特に積雪寒冷期を含めた通年で適切な避難が可能となる計画を検討することが重要であることから、「夏季」「冬季」に分けて検討する。</u> <u>(4) 避難時においては原則徒歩避難とするも、地区の条件などを踏まえ、車による避難についても検討する。</u></p>

表（省略）

尚、北海道として「平成 5 年(1993 年)北海道南西沖地震」による津波の経験等を踏まえた視点を加えた上で津波断層モデルを設定し、平成 28 年度に日本海沿岸の津波浸水予測図を見直したが、当町は太平洋側との位置付けであり公表された津波浸水予測図には入っていないが、見直し時に行われた調査では函館市までの浸水予想も含まれており、該データを参考とし津波浸水予測図の見直しを行い、防災マップに反映する。

## 2 津波避難計画

### (1) 津波浸水予想地域

北海道が作成した津波浸水想定区域図により、予想浸水地域等を定めるものとする。

### (2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域図に基づき、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、町内会単位を基本に別表のとおり指定する。

### (3) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、津波浸水予想地域外に定める地点で、住民等と協議し設定する。

## 2 津波浸水想定区域および津波到達時間の設定

福島町における津波浸水想定区域および津波到達時間は、北海道太平洋沿岸津波浸水想定（令和 3 年 7 月）によるものとする。

当町における津波到達時間は下記表のとおりであり、このうち第 1 波到達時間に着目すると、津波の最短到達時間は吉野地区の 17 分である。

### 表 福島町の代表地点およびその津波到達時間（省略）

また、当町における津波浸水想定区域は下記図のとおりであり、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合には、松浦地区から岩部地区まで広範囲にわたって浸水することが想定されている。

尚、津波浸水想定区域については、地震の発生場所や規模、その他要因により、想定を上回る範囲が浸水する可能性があることから、発災時における自身の所在地が津波浸水想定区域内外に関わらず、より高台へ、より岸から遠方へ避難することが必要である。

また、津波到達時間についても、同様の要因により予想時間よりも早く到達する可能性があることから、表中の津波到達時間にとらわれることなく、速やかに避難行動を開始する必要がある。

図 北海道太平洋沿岸の津波浸水想定（渡島総合振興局管内）（省略）

図 北海道太平洋沿岸の津波浸水想定（福島町）（省略）

図 北海道太平洋沿岸の津波浸水想定（福島町：岩部地区）（省略）

図 北海道太平洋沿岸の津波浸水想定（福島町：宮歌～浦和地区）（省略）

図 北海道太平洋沿岸の津波浸水想定（福島町：松浦～宮歌地区）（省略）

## 3 避難対象地域の指定

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域図に基づき、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、町内会単位を基本に下表のとおり指定する。

### 表 避難対象地域および対象世帯・人口（省略）

## 4 避難困難地域の指定

福島町における津波避難困難地域は、津波浸水想定区域のうち、避難先（避難目標地点・津波一時避難場所など）へ「徒歩」で避難可能と想定した距離の範囲を除いた地域を踏まえ、町内会区域ごとに指定する。

#### (1) 津波到達時間

福島町における津波到達時間は、北海道が公表している津波浸水想定区域図の「津波第一波到達時間」の最短時間とする。

町内における「津波第一波到達時間」は「吉野：17分」「吉岡：19分」「福島漁港：20分」「月崎：22分」「岩部漁港：26分」であったことから、本計画における津波到達時間は「17分」とする。

尚、実際の津波到達時間は地震の発生地点や規模等の条件により、想定よりも早く到達する可能性がある。このため、避難行動にあたっては津波予想時間にとらわれることなく、速やかな避難を行うことが重要である。

#### (2) 避難可能距離（範囲）の設定

津波到達予想時間および避難時の歩行速度（夏季・冬季）に基づき、地震発生から津波到達予想時間までの間に避難が可能な距離（範囲）を設定する。

##### ア 歩行速度

歩行速度は、夏季 1.0m/秒（「北海道津波避難計画策定指針」より）、冬季 0.8m/秒（「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定項目および手法の概要」より）とする。

ただし、歩行困難者や乳幼児等は、歩行速度が低下することや、夜間に発災した場合には、避難速度が昼間よりも低下することがあることにも留意する必要がある。

##### イ 避難開始時間の検討

避難開始時間は、全町一律で地震発生から夏季が5分後、冬季が7分後（「北海道津波避難計画策定指針」より）を目安とする。

ただし、夜間に発災した場合には、避難を開始するまでに昼間より時間がかかることがあることにも留意する必要がある。

##### ウ 避難可能距離の設定

北海道津波避難計画策定指針より、避難可能距離（範囲）は以下の式を参考に設定した。

- ・ 避難可能距離 = 歩行速度 × 避難可能時間
- ・ 避難可能時間 = 津波到達予想時間（17分）

##### 一 避難開始時間

加えて、「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書：第2章 市町村における津波避難計画策定指針（総務省消防庁：令和8年1月16日改定）」では、「避難できる限界の距離は最長でも500m程度を目安とする（より長い距離を目安とすることも考えられるが、災害時要援護者等の避難できる距離、緊急避難場所等までの距離、避難手段などを考慮しながら、各地域において設定する必要がある。）」と示されていることから、本計画では、避難可能距離が500m以上の場合は500mを避難できる限界の距離（夏季）とした。

また、冬季は夏季と比較して歩行速度が2割程度低下することを踏まえ、避難できる限界の距離（冬季）を400mとした。

尚、実際の移動は直線での移動ではなく、最短の道に沿って移動する。そのため、避難可能距離を1.5で除した値の範囲を避難可能な上限距離とした。（「津波避難を想定した避難

路、避難施設の配置および避難誘導について（第3版）」（国土交通省）より  
算出結果として、避難可能距離は、夏季で333m、冬季で267mとなった。

<夏季の避難可能距離>

避難可能距離 = 1.0m / 秒 × (17分 - 5分) = 720m

※ただし、避難可能な上限距離を500mとしたため、一律500mとなる

避難の経路を考慮した場合：500m ÷ 1.5 = 333.33… ≒ 333mの範囲

<冬季の避難可能距離>

避難可能距離 = 1.0 / 秒 × (17分 - 7分) = 600m

※ただし、避難可能な上限距離を400mとしたため、一律400mとなる

避難の経路を考慮した場合：400m ÷ 1.5 = 266.66… ≒ 267mの範囲

(3) 避難先の設定

避難困難地域の抽出に向け、「市街地部」「沿岸部」それぞれの避難先を設定した。

「市街地部」は避難先を避難目標地点とし、津波浸水想定範囲の境界と避難路との接点付近に設定した。

一方で、「沿岸部」は住宅地が海と山（崖）に挟まれているケースが多く、市街地部における避難目標地点での抽出条件をそのまま適用した場合、実態を反映した正確な地点を設定することが困難である。このため、避難先については、近隣に位置する「高台の避難適地」「津波一時避難所」「指定緊急避難場所兼 指定避難所」（福島町防災マップより）を設定した。

尚、本項における避難先の設定にあたっては、現行の町防災マップにおいて指定されている避難先を対象に、夏季および冬季の現地調査結果等を踏まえて検討を行った。その結果、年間を通じて徒歩による避難が困難と判断される避難先については除外した上で避難先を設定した。詳細については「第9章 地区津波避難方針」にて整理する。

#### (4) 避難方法

避難行動は、徒歩を基本とするが、津波到達までの時間や避難目標地点までの距離、避難者の状態等を考慮した上での自動車の使用は制限しないこととする。

#### (5) 避難路

安全性・機能性の確保を優先に、次のような考えに基づき指定する。また、迅速かつ安全な避難を誘導するため、主要な避難路に標識を設置する。

- ・山・がけ崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。
- ・避難者数などに考慮し幅員が広いこと。
- ・海岸・河川沿いの道路の危険性を考慮すること。

#### (4) 避難困難地域の抽出

前述の(1)～(3)の条件を基に町内会別に避難困難地域を抽出した。抽出条件の概要を以下に整理する。

#### 表 避難困難地域の抽出条件(省略)

尚、地形特性の違いを踏まえ、「市街地部」「沿岸部」における避難困難地域の抽出方法をそれぞれ以下のように設定した。

市街地部：町内会の区域内において、避難困難地域とそれ以外の地域が混在する場合には、区域を区分した上で、避難困難地域を抽出する。

沿岸部：町内会内に避難困難地域が一部でも存在する場合は、町内会一帯を避難困難地域として抽出する。

町内会ごとにおける避難困難地域の抽出結果については、「第9章 地区津波避難方針」にて整理する。

#### 5 津波避難方針

福島町における津波避難方針を以下に設定する。

#### (1) 避難方法

福島町における津波避難方法は原則徒歩避難とするも、以下の場合は車による避難を推奨するものとする。

- ・津波避難困難地域から避難する場合
- ・沿岸部から避難する場合
- ・避難行動要支援者など自力で避難することができない方を避難させる場合
- ・要配慮者等が徒歩で避難することによって避難に多くの時間を要する場合

#### (2) 避難先(津波避難目標地点を除く)

避難先に関する検討については、避難所としての安全性に加えて機能性が確保されている場所を設定するように努める。

#### <安全性・機能性の確保>

- ・避難先での物品の設置または地震による落下等により避難上の支障を生じさせないこと
- ・安全区域内(浸水想定区域外)に立地すること

・避難者一人あたり十分なスペースが確保されていることが望ましい

・指定緊急避難場所の表示があり、入口等が明確であることが望ましい

・車避難に対応可能な機能(駐車場など)が十分に確保されていることが望ましい

津波避難方針の設定に伴い、避難先(避難目標地点を除く)の位置付け変更、および避難先の廃止・集約を実施した。

以下に、避難先の位置付け変更方針および各避難先における位置付けの変更状況(存続・新設・廃止)を整理するとともに、各町内会における避難先方針についてとりまとめた。

#### <避難先(避難目標地点を除く)の位置付け変更方針>(省略)

表 各避難先(避難目標地点を除く)の位置付け変更状況一覧(存続・新設)(省略)

	<p><u>表 各避難先（避難目標地点を除く）の位置付け変更状況一覧（廃止）（省略）</u>  <u>表 避難対象地域ごとの避難先（避難目標地点を除く）一覧（省略）</u></p> <p>（３）避難路  安全性・機能性の確保を優先に、次のような考えに基づき指定する。また、迅速かつ安全な避難を誘導するため、主要な避難路には新たに標識を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山・がけ崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと</li> <li>・避難者数などに考慮し幅員が広いこと</li> <li>・<u>海岸・河川沿いの道路は原則として避難路としない</u></li> <li>・<u>避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定、設定する</u></li> <li>・<u>円滑な避難ができるよう、避難誘導標識や同報無線等が周辺に設置されていること</u></li> <li>・<u>冬季に優先的に除雪が行われる路線を指定すること</u></li> </ul> <p><u>（４）その他の整備方針、平時の利用</u>  その他の整備方針として、避難路として指定した町道の拡幅や標識の新規設置や、避難先に指定した避難場所における長期滞在可能な拠点整備などが挙げられる。  また近年では、日常時（平時）と非常時（災害時）を区別することなく、普段使用しているものや場所、仕組みを災害時にもそのまま活用できるようにする「フェーズフリー」の考え方が広がっている。福島町においては、<u>平時の利活用として、トンネルメモリアルパークへの新たな用途（キャンプ場等）の付与や、福島町生活改善センターの除却後の跡地活用（防災公園等）などが考えられる。</u>  <u>今後は、こうしたフェーズフリーの考え方を取り入れた避難所整備について、引き続き検討していくことが必要である。</u></p>
<p>第３章 初動体制</p> <p>１ 職員非常配備基準  大津波警報、津波警報および津波注意報（以下「津波警報等」）が発表された場合の町の防災体制および職員の連絡・参集体制は次による。</p> <p>尚、地震発生時は、職員自らが各報道手段により情報を覚知して「緊急時職員初動マニュアル」の災害時の職員配置基準により自主参集することを基本とする。</p> <p>&lt;地震および津波に対する配備体制&gt;（省略）</p>	<p>第３章 初動体制</p> <p>１ 職員非常配備基準  大津波警報、津波警報および津波注意報（以下「津波警報等」）が発表された場合の町の防災体制および職員の連絡・参集体制は次による。</p> <p>尚、地震発生時は、職員自らが各報道手段により情報を覚知して「緊急時職員初動マニュアル」の災害時の職員配置基準により自主参集することを基本とする。</p> <p>表 地震および津波に対する配備体制（省略）</p>

## 2 職員の連絡・参集体制

各配備対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する津波警報等の発表を覚知したときは直ちに参集する。

また、参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、付近住民と協力し適切な処置をとる。

非常時の動員配備伝達系統は、次のとおりとする。

(図省略)

3 避難誘導等に従事する者の安全の確保  
避難広報や避難誘導等に従事する者は、あらかじめ活動可能時間を定め、活動可能時間が経過した場合は、躊躇することなく活動を中止し安全な場所へ退避する。

## 4 津波情報等の収集・伝達

### (1) 情報の種類と発令基準

気象庁が発表する津波警報等は、次表のとおりとなっている。尚、当町の津波予報区は、北海道太平洋沿岸西部となっている。

(2) 津波情報等の収集・分析・伝達等  
次の情報を迅速に収集し、津波予想に関する情報は防災行政無線により町内全域に伝達する。

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

イ 各地の満潮時刻に関する情報

また、津波予報、津波情報の伝達系統および伝達方法は次のとおりとする。

・北海道から町への伝達は、北海道総合行政情報ネットワークシステムによる。

### (3) 海面監視

津波に関する警報等が発表された場合、町および消防署は監視にあたる職員の安全を十分確保のもと、原則として津波浸水想定区域外の高台から海面監視を行う。

~~ただし、目視による監視体制であるため、函館地方気象庁が発表する函館港の潮位観測データをあわせて収集する。~~

### (4) 避難者の安否情報の収集

避難所配置の職員は、避難所に避難した住民から家族等の安否を確認し、災害対策本部に報告する。

## ~~5 伝達方法~~

~~住民等への「避難指示」の発令および解除の伝達方法は、次のとおりとする。~~

~~(1) 発令時期、避難指示の発令手順~~

## 2 職員の連絡・参集体制

各配備対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する津波警報等の発表を覚知したときは直ちに参集する。

また、参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、付近住民と協力し適切な処置をとる。

非常時の動員配備伝達系統は、次のとおりとする。

表 非常時の動員配備伝達系統 (図省略)

3 避難誘導等に従事する者の安全の確保  
避難広報や避難誘導等に従事する者は、あらかじめ活動可能時間を定め、活動可能時間が経過した場合は、躊躇することなく活動を中止し安全な場所へ退避する。

## 4 津波情報等の収集・伝達

### (1) 情報の種類と発令基準

気象庁が発表する津波警報等は、次表のとおりとなっている。尚、当町の津波予報区は

「北海道太平洋沿岸西部」となっている。

表 気象庁が発表する津波警報等 (省略)

(2) 津波情報等の収集・分析・伝達等  
次の情報を迅速に収集し、津波予想に関する情報は防災行政無線により町内全域に伝達する。

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

イ 各地の満潮時刻 および津波到達予想時刻に関する情報

ウ 沿岸や沖合の津波観測に関する情報

エ 津波に関するその他の情報

また、津波予報、津波情報の伝達系統および伝達方法は次のとおりとする。

図 津波予報、津波情報の伝達系統および伝達方法 (省略)

### (3) 海面監視

津波に関する警報等が発表された場合、町および消防署は監視にあたる職員の安全を十分確保のもと、原則として津波浸水想定区域外の高台から海面監視を行う。

表 海面監視の場所と担当部署 (省略)

### (4) 避難者の安否情報の収集

避難所配置の職員は、避難所に避難した住民から家族等の安否を確認し、災害対策本部に報告する。

<p><del>町は発令基準に基づき「<u>大津波警報</u>」または「<u>津波警報</u>」の発表後、直ちに「<u>避難指示</u>」を発令する。</del></p> <p><del>(2) 住民等への伝達</del></p> <p><del>① J-ALERT による警報等の放送</del></p> <p><del>② 防災行政無線による避難指示の発令放送</del></p> <p><del>③ 広報車による避難指示の発令広報</del></p> <p><del>④ 自主防災組織（町内会）への補完連絡</del></p> <p><del>⑤ 各種携帯電話会社が提供している緊急速報エリアメールの配信</del></p> <p><del>(3) 関係機関への伝達</del></p>	
	<p><u>第4章 避難指示等の発令</u></p> <p><u>津波警報等の発表または津波が発生するおそれがある場合において、避難対象地域の居住者や滞在者、その他の者に対して避難指示等を発令するものとする。</u></p> <p><u>1 避難指示の発令基準</u></p> <p><u>避難指示の発令の判断基準は気象庁発表種類別に次のとおりとする。</u></p> <p><u>ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案した上で、必要に応じて避難指示を発令するものとする。</u></p> <p><u>表 気象庁発表種類別の発令基準（省略）</u></p> <p><u>2 避難指示の伝達方法</u></p> <p><u>住民等への「避難指示」の発令および解除の伝達方法は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 発令時期、避難指示の発令手順</u></p> <p><u>避難指示の発令および解除については、町長が基準に該当する事態を認知した時点で速やかに行うものとする。尚、町長が不在または連絡が取れない状況の場合は、副町長、総務課長の順に代行する。</u></p> <p><u>(2) 住民等への伝達</u></p> <p><u>避難指示が発令された場合は、以下の方法で住民等へ伝達する。</u></p> <p><u>① J-ALERT による警報等の放送</u></p> <p><u>② 同報系防災行政無線や戸別受信機等による避難指示の発令放送</u></p> <p><u>③ 広報車による避難指示の発令広報</u></p> <p><u>④ 自主防災組織（町内会）への補完連絡</u></p> <p><u>⑤ 各種携帯電話会社が提供している緊急速報エリアメールの配信</u></p> <p><u>(3) 関係機関への伝達</u></p> <p><u>避難指示が発令された場合は、以下の関係機関へ各担当課から伝達する。</u></p> <p><u>表 伝達先と担当部署（省略）</u></p>

	<p><u>(4) 避難所への伝達</u>  <u>避難指示が発令された場合は、「福島町地域防災計画 第4章 第6節 避難対策計画」に基づき、指定避難所の管理者等に対し、避難所の開設、運営準備等について速やかに連絡・指示を行うものとする。</u></p> <p><u>3 避難指示の解除</u>  <u>避難指示の解除は、津波警報等の解除の発表に基づき行うものとする。ただし、津波により浸水被害が確認される区域においては、津波警報等の解除に加えて区域内の浸水が解消された段階で行うものとする。</u>  <u>尚、避難指示の解除はあくまで津波からの一時的な退避の指示を解除することであり、指定避難所など避難先の閉鎖とは異なることに注意すること。</u></p>
<p>第4章 津波対策の教育・啓発  津波防災啓発において最も大切なことは、「自らの命は自らが守る」という観点に立って、住民等に対して津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の危険性、津波避難計画等について啓発、教育を実施する。</p> <p>(1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで近くの高台など、安全な場所に避難することを徹底する。</p> <p>(2) 家庭、地域社会（自主防災組織、町内会）、事業所等を対象とした普及啓発を行い、地域防災力の向上に努める。</p> <p>(3) 平常時における津波災害に対する防災意識の向上を図るため、海拔表示標識や避難経路標識を計画的に設置する。</p>	<p><u>第5章 津波対策の教育・啓発</u>  津波防災啓発において最も大切なことは、「自らの命は自らが守る」という観点に立って、住民等に対して津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の危険性、津波避難計画等について啓発、教育を実施する。</p> <p>(1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで近くの高台など、安全な場所に避難することを徹底する。</p> <p>(2) 家庭、地域社会（自主防災組織、町内会）、事業所等を対象とした普及啓発を行い、地域防災力の向上に努める。</p> <p>(3) 平常時における津波災害に対する防災意識の向上を図るため、海拔表示標識や<u>避難路・避難所標識</u>を計画的に設置する。<u>また、避難先の集約により廃止となった避難場所およびその周辺に設置されている避難路・避難所標識については、撤去を行うとともに、その利活用方法について検討する。</u></p> <p><u>表 福島町内における海拔表示プレートの設置施設（状況）一覧（省略）</u>  <u>表 福島町内における海拔表示プレートの設置電柱（状況）一覧（省略）</u>  <u>表 各避難路・避難所標識の存続・廃止方針一覧</u></p> <p><u>(4) 冬季を想定した避難の備えの啓発や、徒歩避難者、自動車避難者が適切に避難できるよう、地震や津波に対する正しい知識や、発災時の対応（避難先、避難経路など）方針など防災知識の普及啓発を図る。</u>  <u>(5) 町は、学校教育等を通じて、児童、生徒に対して地震、津波に関する正しい知識や避難の方法等、自らの身を守るための防災教育を推進する。</u></p>

<p>第5章 津波避難訓練の実施</p> <p>津波避難訓練は、地区の実情に応じた訓練実施体制、参加者、訓練の内容等を検討し、多くの町民が参加できる地域単位の訓練を基本に毎年1回以上実施するように努めるものとする。</p> <p>特に、避難行動に支障をきたすと考えられる冬季の実施に配慮する。</p> <p>また、避難訓練は地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には、津波に関する啓発についても実施する。</p> <p>尚、避難訓練実施にあたっては、別途訓練要領を作成し実施する。</p>	<p><u>第6章 津波避難訓練の実施</u></p> <p>津波避難訓練は、地区の実情に応じた訓練実施体制、参加者、訓練の内容等を検討し、多くの町民が参加できる地域単位の訓練を基本に毎年1回以上実施するように努めるものとする。</p> <p>特に、避難行動に支障をきたすと考えられる冬季の実施に配慮する。</p> <p>また、避難訓練は地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には、津波に関する啓発についても実施する。</p> <p>尚、避難訓練実施にあたっては、別途訓練要領を作成し実施する。</p> <p><u>その他、町内の小中学校・高校や各町内会での訓練が実施される場合は、物品の貸出や講師派遣等の支援体制を整えるよう努めるものとする。</u></p>
<p>第6章 積雪・寒冷地対策</p> <p>1 冬季道路交通の確保</p> <p>関係機関等が所管する緊急輸送道路や避難所のアクセス道路について除雪体制を確認する。また、道路の流雪溝の状況についても把握する。</p> <p>2 避難対策、避難生活環境の確保</p> <p><u>積雪等による避難困難集落の把握、避難所の暖房設備および暖房用燃料など最低限の備蓄や、避難生活環境の確保に努める。</u></p> <p>3 電力の確保</p> <p>機能が停止した場合の早期復旧対策を関係機関と事前確認する。</p> <p>4 緊急通信ネットワークの確保</p> <p>通信機器が停止した場合の住民への緊急情報の伝達手段を確保する。</p> <p>5 雪崩対策</p> <p>雪崩危険箇所の把握、緊急点検体制、応急対策の実施、避難場所への適切な誘導先を確認する</p> <p>6 救助・救出体制の強化</p> <p>積雪時は、自力脱出困難者の救助、救出が困難になることが想定されることから、救助、救出技術の高度化や体制の強化に努める。</p>	<p><u>第7章 積雪・寒冷地対策</u></p> <p>1 冬季道路交通の確保</p> <p>関係機関等が所管する緊急輸送道路や避難所のアクセス道路について除雪体制を確認する。また、道路の流雪溝の状況についても把握する。</p> <p>2 避難対策、避難生活環境の確保</p> <p><u>積雪等による避難困難集落を把握する他、指定避難所や津波一時避難場所（重点）における暖房設備および暖房用燃料など最低限の備蓄や、避難生活環境の確保に努める。（現在は福島町役場裏、吉岡総合支所に備蓄品を整備）</u></p> <p><u>また、町民に対しては、平時から防寒具など、積雪寒冷期の避難時に携行すべき物品についての普及啓発を図る。</u></p> <p>3 電力の確保</p> <p><u>電力供給機能が停止した場合の早期復旧対策を関係機関と事前確認する。</u></p> <p>4 緊急通信ネットワークの確保</p> <p>通信機器が停止した場合の住民への緊急情報の伝達手段を確保する。</p> <p>5 雪崩対策</p> <p>雪崩危険箇所の把握、緊急点検体制、応急対策の実施、避難場所への適切な誘導<u>経路</u>を確認する。</p> <p>6 救助・救出体制の強化</p> <p>積雪時は、自力脱出困難者の救助、救出が困難になることが想定されることから、救助、救出技術の高度化や体制の強化に努める。</p>

<p>第7章 その他の留意点</p>	<p>第8章 その他の留意点</p> <p>1 冬季道路交通の確保 避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、地域と共同して避難行動の援助について定める。</p> <p>2 避難行動要支援者の避難対策 避難行動要支援者の避難計画は、「福島町地域防災計画 第15節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」によることとする。</p> <p>3 地域コミュニティにおける防災活動の推進 大きな災害ほど、住民は「自らの命（地域）は自ら守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められる。 そのために自助の徹底とともに地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため啓発活動を推進する。</p>
	<p>第9章 地区津波避難方針</p> <p>津波避難のあり方は地域の状況によってそれぞれ異なることから、より具体的かつ実行性のある計画とするために、地区別のシミュレーション結果および各町内会の方々との意見交換会などを踏まえ、地区別の津波避難困難地域および津波避難方針を策定した。</p> <p>※以下、文章は省略</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 松浦・吉野地区（沿岸部）</li> <li>2 館崎地区（沿岸部）</li> <li>3 吉岡地区（沿岸部）</li> <li>4 豊浜・宮歌地区（沿岸部）</li> <li>5 白符地区（沿岸部）</li> <li>6 日向地区（沿岸部）</li> <li>7 館古・三岳・新栄地区（市街地部）</li> <li>8 福島地区（市街地部）</li> <li>9 緑町・丸山団地・月崎地区（市街地部）</li> <li>10 塩釜・浦和・岩部地区（沿岸部）</li> </ol>